（タンザニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十二月十五日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国
財務次官　サバシウス・リクウェリレ

タンザニア連合共和国駐在
日本国特命全権大使　吉田雅治閣下

○外務省告示第五号

中華人民共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十七年十月十六日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十八年二月一日に中華人民共和国について効力を生ずる。

（平成二十七年十月二十三日付け欧州評議会事務局書簡）

平成二十八年一月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六号

平成二十七年十二月十一日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十六年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったタクモ水力発電所増設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十三年八月九日付けの口上書により平成二十七年十二月三十一日まで延長された。）がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、更に平成三十一年一月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十八年一月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七号

平成二十七年十二月十九日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における灌漑（かんがい）システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　灌漑（かんがい）システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十四億八千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日

4　署名者

日本側　森野泰成在アフガニスタン臨時代理大使

国際連合食糧農業機関側　七里富雄在アフガニスタン代表

平成二十八年一月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八号

平成二十七年十二月二十一日にカトマンズで、ネパール地震復旧・復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ネパール地震復旧・復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四十億円

3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで

4　署名者

日本側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　ロク・ダルサン・レグミ財務省次官

平成二十八年一月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第一号

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成二十年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十三日

文部科学大臣　馳　浩

第一条中「（以下「規則」という。）」を削り、「共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点」を「共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定その他の拠点」に改める。

第二条第一号中「共同利用・共同研究拠点」を「拠点」に改め、同条に次の一号を加える。

四　連携施設　申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うことにより、拠点の運営に必要な協力を行う研究施設（国内に置かれたものに限り、大学に置かれたものを除く。）

第三条中「規則第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）」を「拠点」に改め、同条第四号イ及び第五号中「申請施設」の下に「を置く大学」を加え、同条に次の一項を加える。

2　連携施設がある場合は、前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

○農林水産省告示第四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十七年八月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第101167号	化成肥料	苦土マンガンホウ素有機入り100号	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地3
生第101173号	汚泥発酵肥料	KYF発酵肥料	キョクヨーフーズ株式会社	愛媛県北宇和郡松野町延野々830番地
生第101177号	化成肥料	尿素有機入り高度化成055号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第101178号	化成肥料	微量要素入り梅リード	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第101179号	化成肥料	AQ選果場粒状1号	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第101180号	化成肥料	AQ選果場粒状5号	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第101183号	液状複合肥料	今生有機入り液状複合肥料222	有限会社今生農材	宮城県黒川郡富谷町太子堂一丁目16番25号
生第101184号	化成肥料	タケミバイオ100α	ゴールド興産株式会社	宮城県大崎市古川旭五丁目3番26号
生第101187号	化成肥料	くみあい尿素有機入り複合肥料246Ha	コープケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地3
生第101192号	家庭園芸用複合肥料	つばき複合液肥3号	椿産業株式会社	群馬県太田市長手町183番地
生第101196号	工業汚泥肥料	忍野ゆうきあぐり	株式会社富士忍野食品	山梨県南都留郡忍野村内野3386番地1
生第101201号	化成肥料	くみあい有機入り複合B196号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第101202号	化成肥料	くみあい有機入り複合955号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第101203号	液状複合肥料	くみあい有機入り尿素複合液肥857	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北1丁目13番5号
輸第101166号	配合肥料	JKC一発肥料211	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町新牟田521番地

第四条第十号中「第三条」を「前条」に改める。

第六条中「次に掲げる場合」の下に「（拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）」を加える。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程第三条第一項第四号イ及び第五号中「申請施設を置く大学」とあるのは、平成二十八年三月三十一日までの間においては「申請施設」とする。